

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表します。

25 上伊地環第 36 号
平成 26 年（2014 年）1 月 8 日

長野県上伊那地方事務所長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処分業の新規許可）

根 拠 条 項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 第 37 条第 5 項	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくもの)	○（公表のみ）
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
条 例 第 33、 37、 39、 42、 46、 48 条	①氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	上伊那郡辰野町大字伊那富 4588 番地 1 上島商事株式会社 代表取締役 上島 保美子
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡辰野町大字伊那富 7359 番地 1
	③廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設（焼却（炭化施設）） 前処理施設として破砕施設を含む
	④処理を行う廃棄物の種類	動植物性残さ 特別管理産業廃棄物を除く
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	焼却 2.02 t / 日（16 時間）、0.126 t / 時、 破砕 3t / 日（3 時間）、1t / 時
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
条 例 33、 37 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	辰野町 北大出区 羽場区 箕輪町 沢区 廃棄物の処理施設の設置等に関する指針第 2 の 1(2) ウ
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	辰野町長・箕輪町長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事 業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号 第 3 回
	⑨関係住民に対する事業計画概要説 明会の開催日時及び場所	平成 25 年 11 月 18 日（月）午後 6 時から 上伊那郡辰野町大字伊那富 8018 番地 1 北大出ふれあいセンター